

N P O 関連施策

—平成 30 年度補正予算及び平成 31 年度予算案—

通常事業 計 1 7 2 件、復興関連事業 計 1 2 件

(目次)

| 府省庁名 | 通常事業 (件) | 復興関連事業 (件) | 総括表ページ数 |
|-------|----------|------------|---------|
| 復興庁 | 0 | 1 | P1 |
| 内閣府 | 7 | 1 | P2～P6 |
| 総務省 | 4 | 1 | P7～P9 |
| 法務省 | 1 | 0 | P10 |
| 外務省 | 7 | 0 | P11～P12 |
| 文部科学省 | 26 | 3 | P13～P26 |
| 厚生労働省 | 45 | 2 | P27～P41 |
| 農林水産省 | 38 | 2 | P42～P51 |
| 経済産業省 | 19 | 2 | P52～P58 |
| 国土交通省 | 19 | 0 | P59～P66 |
| 環境省 | 6 | 0 | P67～P68 |

※各施策の詳細につきましては、記載されている所管部局へお問い合わせください。

- 復興庁**では、復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（「心の復興」、被災者支援コーディネート等）への対応を支援する「**被災者支援総合交付金**」として、**復興事業1件**を計上。
- 内閣府**では、①放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の「**地域子ども・子育て支援事業**」や、②「**NPO等の『絆力（きずなりょく）』を活かした復興・被災者支援事業**」として、**通常事業7件、復興事業1件**を計上。
- 総務省**では、自治体等に対して、地域課題解決に資する取組へのICT専門家を派遣する「**地域情報化の推進事業**」等、**通常事業4件、復興事業1件**を計上。
- 法務省**では、適当な住居のない刑務所出所者等に宿泊場所の供与等を行う「**刑務所出所者等の住居の確保**」として**通常事業1件**を計上。
- 外務省**では、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に資金協力する「**日本NGO連携無償資金協力**」事業等、**通常事業7件**を計上。
- 文部科学省**では、①いじめ問題、暴力行為、不登校等への対応策を検討する等の「**いじめ対策・不登校支援等推進事業**」や、②被災した幼児児童生徒・教職員の心のケア等を行う「**緊急スクールカウンセラー等活用事業**」等、**通常事業26件、復興事業3件**を計上。
- 厚生労働省**では、健康づくり活動への取組の推進を支援する①「**地域の健康増進活動支援**」や、②社会福祉の発展改善等に寄与することを目的とする「**社会福祉推進事業**」等、**通常事業45件、復興事業2件**を計上。
- 農林水産省**では、①農業界における女性の活躍推進を支援する「**女性が変わる未来の農業推進事業**」や、②施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援する「**森林環境保全直接支援事業**」等、**通常事業38件、復興事業2件**を計上。
- 経済産業省**では、地域資源を活用して新事業展開を行う事業者に対して、支援事業者が情報提供やマッチング支援等を行う「**国内・海外販路開拓強化支援事業**」等、**通常事業19件**、広範囲かつ甚大な被害を受けた地域の事業者を対象に、施設復旧等の補助を実施する**復興事業2件**を計上。
- 国土交通省**では、「小さな拠点」形成のための既存施設の改修等に対して支援を行う「**『小さな拠点』を核とした『ふるさと集落生活圏』形成推進事業**」等、**通常事業19件**を計上。
- 環境省**では、地域における環境保全活動等の拠点を整備する「**地方環境パートナーシップ推進費**」等、**通常事業6件**を計上。

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|---------------------------|----|---|-------------------|------------------------------|-------------------|------|-------------|-------------------------------------|----|
| 1 | 被災者支援総合交付金 (被災者支援総合事業) | 継続 | 復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。 | (17,661 の内数) | (17,502 の内数) | (19,016 の内数) | 100% | 県、市町村、NPO 等 | 復興庁 被災者支援班 (03 - 6328 - 0271) | |

| | |
|------|-----|
| 府省庁名 | 内閣府 |
|------|-----|

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補 正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|-------------|----|--|---------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|-----|---------------------|--|----|
| 1 | 放課後児童健全育成事業 | 継続 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 | (130,376 の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | — | (118,766 の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | 1/3 | 市区町村 (NPO 法人等への委託可) | 内閣府 子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する 問合せ 厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 (03-3595-2596) ※事業内容に関する 問合せ | |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業 | 継続 | 地域において子育て支援拠点を身近な場所に設置し、子育て親子の交流促進や子育て等に関する相談の実施等を行う。 | (130,376 の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | — | (118,766 の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | 1/3 | 市区町村 (NPO 法人等への委託可) | 内閣府 子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する 問合せ 厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|------------|----|--|--------------------------------------|---|--------------------------------------|-----|-------------------|---|--|
| | | | | | | | | | (03-3595-2598) ※事業内容に関する 問合せ | |
| 3 | 一時預かり事業 | 継続 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。 | (130,376の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | — | (118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | 1/3 | 市区町村(NPO法人等への委託可) | 内閣府 子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する 問合せ 文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (03-6734-2714) ※事業内容(幼稚園型) に関する問合せ 厚生労働省 子ども家庭局 保育課 (03-3595-2542) ※事業内容(幼稚園型以外)に関する問合せ | |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 継続 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。 | (130,376の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | — | (118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | 1/3 | 市区町村(NPO法人等への委託可) | 内閣府 子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する 問合せ 厚生労働省 子ども家庭局 | |

| | | | | | | | | | | |
|---|----------|----|---|--------------------------------------|---|--------------------------------------|-----|-------------------|---|--|
| | | | | | | | | | 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する 問合せ | |
| 5 | 養育支援訪問事業 | 継続 | 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業。 | (130,376の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | — | (118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | 1/3 | 市区町村(NPO法人等への委託可) | 内閣府 子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する 問合せ 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室 (03-3595-2166) ※事業内容に関する 問合せ | |
| 6 | 利用者支援事業 | 継続 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する。 | (130,376の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | — | (118,766の内数(地域子ども・子育て支援事業の一事業として実施)) | 1/3 | 市区町村(NPO法人等への委託可) | 内閣府 子ども・子育て本部 (03-6257-1697) ※資金交付に関する 問合せ 厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 (03-3595-2598) ※事業内容に関する 問合せ | |

| | | | | | | | | | | |
|---|----------------|----|---|--------|---|--------|---------------------------------|--|------------------------------------|--|
| 7 | 子ども・子育て支援整備交付金 | 継続 | 放課後児童クラブの施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。 | 17,014 | — | 16,830 | 2/9 （待機児童解消のための整備の場 合1/2） | ＜実施主体＞ 市区町村 ＜設置主体＞ 市区町村、社会福祉法人、NPO法人等 | 内閣府 子ども・子育て本部 (03-6257-1697) | |
|---|----------------|----|---|--------|---|--------|---------------------------------|--|------------------------------------|--|

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|----------------------------------|----|---|-------------------|------------------------------|-------------------|-----|--|--|----|
| 1 | NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業 | 継続 | <p>復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等と結びつける「絆力（きずなりよく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組※¹や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組※²に対して支援を実施。</p> <p>※1 被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組。</p> <p>※2 復興・被災者支援を行うNPO等が支援者等と結びつためのマッチング・交流等（各県が実施）。</p> | 191 | — | 203 | 2/3 | <p>左記※1 NPO 法人、自治会、社会福祉法人、協議会等</p> <p>左記※2 岩手県、宮城県、福島県</p> | <p>内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）付 参事官（社会基盤担当） (03-6257-1514)</p> | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|---|----|---|-------------------|------------------------------|-------------------|-----|---------|--|----|
| 1 | 地域情報化の推進事業 (地域課題解決に資する取組へのICT専門家の派遣) | 継続 | ICTを活用して地域の課題解決に取り組む自治体等に対し、ICTの知見、ノウハウを有する専門家を派遣し、助言、提言、情報提供等を行う。(自治体と共同で事業を行うNPOも申請可能)。 | (96の内数) | — | (95の内数) | — | 地方公共団体等 | 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室 (03-5253-5758) | |
| 2 | 情報バリアフリー通信・放送役務提供・開発推進助成金 | 継続 | 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの提供又は開発を行う者に対し、その経費の一部を助成。 | 43 | — | 46 | 1/2 | 民間事業者等 | 国立研究開発法人 情報通信研究機構 デプロイメント推進部門 情報バリアフリー推進室 (042-327-6022) | |
| 3 | デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発 | 継続 | 高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの充実に向けた、新たなICT技術等の研究開発を行う者に対し、その経費の一部を助成。 | 45 | — | 43 | 1/2 | 民間事業者等 | 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 (03-5253-5743) | |

| | | | | | | | | | | |
|---|------------------|----------|--|-----|---|-----|---|--------|--|--|
| 4 | 地域 ICT クラブ普及推進事業 | 名称 変更 | 地域で子供・学生、社会人、障害者、高齢者等がモノづくり、デザイン、ロボット操作、ゲーム、音楽等を楽しく学び合う中で、プログラミング等のICTに関し世代を超えて知識・経験を共有する仕組みとして、「地域ICTクラブ」を整備。 | 183 | — | 150 | — | 民間事業者等 | 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室 (03-5253-5743) | |
|---|------------------|----------|--|-----|---|-----|---|--------|--|--|

| | |
|------|-----|
| 府省庁名 | 総務省 |
|------|-----|

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|-------|----|--|-------------------|------------------------------|-------------------|--------------------------|--------|---|----|
| 1 | 復興支援員 | 継続 | 被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る復興支援員を設置する地方公共団体に対して、設置に係る費用を震災復興特別交付税により財政支援を行うもの。 (NPO は、復興支援員の募集・選考、事前説明、給与の支払い、活動後のサポート等の事務を受託することが可能であるが、復興支援員の委嘱は地方公共団体から直接隊員個人に対し行われるものである。) | — | — | — | ※設置に係る費用を震災復興特別交付税により措置。 | 地方公共団体 | 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 (03-5253-5394) | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|--------------------------|----|--|-------------------|------------------------------|-------------------|-----|------|--|----|
| 1 | 刑務所出所者等の住居確保（更生緊急保護等の委託） | 継続 | 適当な住居のない刑務所出所者等について、保護観察所の長が更生保護事業を営む者等に委託して宿泊場所の供与等を実施する。 | (5,372 の内数) | — | (5,275 の内数) | — | 国 | 法務省 保護局 更生保護振興課 03-3580-4111 (内線 2635) | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正 予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|---------------------|----|--|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|------------------|---|----|
| 1 | 日本 NGO 連携無償 資金協力 | 継続 | 日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業及び緊急人道支援事業に外務省が資金協力するもの。 | (無償資金協力 163,100 の内数) | 3,051 | (無償資金協力 160,471 の内数) | 上限額まで (1 億円) | NPO を含む NGO 等 | 外務省 国際協力局 民間援助連携室 (03-5501-8361) | |
| 2 | NGO 事業補助金 | 継続 | 日本の NGO が海外で実施する開発協力事業に関連し、プロジェクトの形成、プロジェクト後の評価、及び国内外における会議開催等の事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。 | 8 | — | 12 | 総事業費の 1/2 以下 (上限 200 万円) | NPO を含む NGO 等 | 外務省 国際協力局 民間援助連携室 (03-5501-8361) | |
| 3 | NGO 活動環境整備支援事業 | 継続 | 日本の NGO の組織体制・事業実施能力強化や専門性向上を目的として、 ① NGO 相談員 ② NGO スタディ・プログラム ③ NGO インターン・プログラム ④ NGO 研究会 を行うもの。 | 95 | — | 94 | 全額 | NPO を含む NGO 等 | 外務省 国際協力局 民間援助連携室 (03-5501-8361) | |
| 4 | JICA 草の根技術協力事業 | 継続 | 日本の NGO 等が提案する現地住民の生活改善・生計向上に裨益することを目的とした技術協力事業を実施するもの。 | (JICA 運営費 交付金 150,476 の 内数) | — | (JICA 運営費 交付金 149,764 の 内数) | 上限額まで (1 億円 (A 型)、 | NPO を含む NGO 等 | JICA 国内事業部 市民参加推進課 TEL: (03) 5226-8789 E-mail: tatpp@jica.go.jp | |

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|----|---|--------------------------------|---|--------------------------------|----------------|--------------------------|--|--|
| | | | | | | | 1,000万円(支援型)等) | | | |
| 5 | JICA NGO等活動支援事業 | 継続 | 将来的な協働に向けて、日本のNGO等に対し、団体の能力強化を目的とし、①JICAが企画する日本及び海外でのプロジェクト運営能力向上に資する研修(事業マネジメント等)、②各地域のニーズに応じたNGO等からの提案型研修を行うもの。 | (JICA運営費 交付金 150,476の内数) | — | (JICA運営費 交付金 149,764の内数) | ①— ②全額 | ①JICA ②NPOを含む NGO等 | JICA 国内事業部 市民参加推進課 TEL:(03)5226-8789 E-mail:tatpp@jica.go.jp | |
| 6 | JICA現地安全対策研修 | 継続 | 脅威度の高い海外拠点において活動する国際協力事業関係者(JICAと契約関係にない国際協力事業関係者含む)に研修を実施し安全意識を高めるとともに、有事の際の対応方法等の学習機会を提供するもの。 | (JICA運営費 交付金 150,476の内数) | — | (JICA運営費 交付金 149,764の内数) | | JICA | JICA 安全管理部 計画課 TEL:(03)5226-8870 E-mail:jicast@jica.go.jp | |
| 7 | JICA本邦安全対策研修 | 継続 | 昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、ODA事業に関連する企業・団体・NGO等(JICAと契約関係にない国際協力事業関係者含む)に、安全対策研修(渡航者向け・管理者向け)およびテロ対策実技訓練(渡航者向け)を実施するもの。 | (JICA運営費 交付金 150,476の内数) | — | (JICA運営費 交付金 149,764の内数) | | JICA | JICA 安全管理部 計画課 TEL:(03)5226-8870 E-mail:jicast@jica.go.jp | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予 算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|--|----|--|-------------------|----------------------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 1 | 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (うち、定住外国人の子供の就学促進事業) | 継続 | 就学に課題を抱える外国人の子供の、公立学校や外国人学校への円滑な就学を図ることを目的として行う、学校とのコーディネートや日本語・母語指導等の取組を支援する。 本事業においては、実施主体の地方自治体から NPO 法人等に業務委託することが可能。 | 80 | — | 43 | 1/3 | 地方公共団体、複数の特別区又は市町村を構成員とする合同協議会 | 文部科学省 大臣官房国際課 03-5253-4111 (内 3222) | 実施主体である地方公共団体（都道府県及び市区町村）及び複数の特別区又は市町村を構成員とする合同協議会が、一部業務を NPO 法人等に委託可。 |
| 2 | ユネスコ活動の助成事業 | 継続 | ユネスコ活動の推進を目的とした民間団体に対して、以下の事業を実施するために必要な経費を助成する。 ・教育・科学・文化の各分野について、各事業者によるユネスコ活動に関する取組を、SDGs のゴール達成という観点をふまえ進化・発展させた事業。 ・アジア・太平洋地域のみならず、非 ODA 対象国との協力や、先進国における貢献にも資する事業。 | 40 | — | 50 | 事業実施に係る経費の一部（申請金額の査定あり）。 | 地方公共団体、大学法人、独立行政法人、公益法人、一般法人、NPO 法人等 | 文部科学省 国際統括官付 03-6734-4111 (内 2603) | |

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|----|--|----|---|----|--------------------------|-------------------------------------|--|--|
| | | | ・各分野についての活動に加えて、SDGsの達成に向け、教育・科学・文化の分野を超えた連携協力を推進する分野横断的な事業。 | | | | | | | |
| 3 | SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業 | 新規 | ユネスコ関係事業・団体や行政、民間企業等の多様なステークホルダーとの協働により、SDGs（国連持続可能な開発目標）の視点を組み込んだ教育活動（ESD）を支援することにより、学校・大学をはじめとした国内の教育現場におけるSDGs達成を担う人材の育成を推進する。 | 54 | — | — | 事業実施に係る経費の一部（申請金額の査定あり）。 | 地方公共団体、大学法人、独立行政法人、公益法人、一般法人、NPO法人等 | 文部科学省 国際統括官付 03-6734-4111 (内2602) | |
| 4 | 日本／ユネスコパートナーシップ事業 | 継続 | ユネスコスクール等の支援やユースの活動の振興を通じたESD（持続可能な開発のための教育）の推進及びユネスコ世界ジオパークに関する国内審査・事業推進をテーマとし、我が国の知見や経験を活かした事業を実施する。 | 74 | — | 62 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | 公益法人、一般法人、大学法人、独立行政法人、民間企業、NPO法人等 | 文部科学省 国際統括官付 03-6734-4111 (内2602) | |
| 5 | 教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業 | 継続 | 新たな教育課題に対応した教員養成改革の推進、入職の在り方や特別免許状の活用に関する採用改革の推進、育成指標と研修の効果的な連動等特色ある研修改革の推進、研修の単位化・専修免許状取得プログラムの開発、民間教育事業者との連携による教員の資質能力向上等の、教員の養成・採用・ | 66 | — | 79 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | 大学、地方公共団体、民間教育事業者、NPO法人等 | 文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課 03-5253-4111 (内2456) | |

| | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|----|---|------------|---|------------|------------------|----------------------------------|---|---|
| | | | 研修を通じた一体的な改革に資する取組を推進する。 | | | | | | | |
| 6 | 地域学校協働活動推進事業 | 継続 | 幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や機能強化により、基盤となる「地域学校協働本部」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材を活用した教育支援の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。 | (5,924の内数) | — | (6,012の内数) | 1/3 | 地方公共団体 | 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 3260) | 実施主体である地方公共団体（主に市町村）が、一部業務を子供たちの学習・体験等に関わるNPO法人等に委託可。 |
| 7 | (独)国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」 | 継続 | (独)国立青少年教育振興機構において、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、NPO法人等の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う。 | (8,658の内数) | — | (8,720の内数) | 予算の範囲内で審査委員会が決定 | NPO法人、公益法人などの青少年教育に関する事業を行う民間の団体 | 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 2056) | |
| 8 | 学びを通じたステップアップ支援促進事業 | 新規 | 高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。 | 23 | — | — | 委託事業（予算の範囲内で採択。） | 地方公共団体、NPO法人等の団体 | 文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 03-5253-4111 (内 3466) | 平成30年度までは「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」の1事業として実施。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|---|----|---|----------|---|----------|--------------------|--------------------|---|--|
| 9 | いじめ対策・不登校支援等推進事業 | 継続 | <p>いじめ問題をはじめ、暴力行為、不登校等の様々な課題を抱える子供への支援、子供の社会性や情動の発達と問題行動の関係等について、地方公共団体等に先進的調査研究を委託する。</p> <p>【調査研究内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究。 ・脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究。 ・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究。 ・いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究。 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究。 ・学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究。 ・SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 | 167 | — | 190 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | 地方公共団体、大学等の調査・研究機関 | 文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 03-5253-4111 (内 3299) | NPO 法人については、公募の対象となる事業の直接実施、若しくは、その地域の教育委員会等との連携強化の点から、事業を委託した教育委員会等からの再委託という形で事業を実施することは可能。 |
| 10 | 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 (うち、民間団体等を活用した特別支援 | 継続 | NPO 法人を含む民間企業等の知見を活用しながら、小・中学校等の教職員や障害のある子供を持つ保護者等が特別支援教育についての理解を深められるよう、障害のあ | (45 の内数) | — | (50 の内数) | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | NPO 法人を含む民間団体 | 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 03-5253-4111 (内 3716) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------|----------|---|------------|---|------------|--------------------|-----------------------|--|--|
| | 教育の理解啓発) | | る子供達に対するより質の高い教育の実施に資する講演会やパンフレット作成等を行う。 | | | | | | | |
| 11 | 未来共創推進事業 | 名称 変更 | 未来共創イノベーション活動支援では地方公共団体、科学館、大学・研究機関、各種教育機関、NPO、公益法人等の実施主体が国内外の様々なステークホルダーと対話・協働し、顕在的・潜在的な社会的期待や問題を政策形成や知識創造、社会実装等へとつなぐ共創の場を構築する活動を支援する。 | (3,021の内数) | — | (2,607の内数) | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | 大学、科学館、地方公共団体、NPO 法人等 | 国立研究開発法人科学技術振興機構 「科学と社会」推進部 (03-5214-7625) | 平成 30、31 年度予算額は、運営費交付金中の推計額。 科学技術コミュニケーション推進事業から変更。 |
| 12 | ジュニアドクター育成塾 | 継続 | 理数・情報分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、その能力等のさらなる伸長を図る特別な教育プログラムを提供する NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。 | 240 | — | 210 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | 大学、高専、科学館、NPO 法人等 | 国立研究開発法人科学技術振興機構 理数学習推進部 (048-226-5664) | 平成 31 年度予算額は、運営費交付金中の推計額。 |
| 13 | 女子中高生の理系進路選択支援プログラム | 継続 | 科学技術分野で活躍する女性研究者等のロールモデル提示等により、女子中高生の理系進路選択を推進するため、NPO 法人を含む団体等が取り組む活動を支援する。 | 43 | — | 45 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | 大学、高専、科学館、NPO 法人等 | 国立研究開発法人科学技術振興機構 理数学習推進部 (048-226-5664) | 複数機関との共同実施体制の構築が必要。 なお、平成 31 年度予算額は、運営費交付金中の推計額。 |
| 14 | 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） | 継続 | 自然科学に加え人文・社会科学の知見を活用し、広く社会の関与者の参画を得た研究開発により社会の具体的問題を解決し、成果の社会実装等を一層推進するため、 | (1,421の内数) | — | (1,417の内数) | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | 大学、地方公共団体、NPO 法人等 | 国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター | 平成 30、31 年度予算額は、運営費交付金中の推計額。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|------------|----|--|---|---|---|--|-------------------------|----------------------------|--|
| | | | NPO 法人を含む団体等の取組を支援する。 | | | | | | (03-5214-0132) | |
| 15 | スポーツ振興くじ助成 | 継続 | <p>(独) 日本スポーツ振興センターが販売するスポーツくじ (toto・BIG) の収益により、NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体が行う地域のスポーツ振興を目的とする事業等に対して助成を実施する。</p> <p>※本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施。</p> | — | — | — | <p>①地域スポーツ施設整備助成：2/3～4/5</p> <p>②総合型地域スポーツクラブ活動助成：9/10</p> <p>③将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成：4/5</p> <p>④スポーツ団体スポーツ活動助成：2/3～9/10</p> | NPO 法人を含むスポーツ団体及び地方公共団体 | スポーツ庁政策課 (03-6734-3001) | <p>助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。</p> <p>助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度12月頃に開始予定。</p> <p>助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。</p> <p>詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。</p> |
| 16 | スポーツ振興基金助成 | 継続 | <p>(独) 日本スポーツ振興センターが運用するスポーツ振興基金 (政府出資金と民間からの寄附金を原資) の運用益により、NPO 法人を含むスポーツ団体が行う競技力向上を目的とした強化活動、大</p> | — | — | — | 2/3 | NPO 法人を含むスポーツ団体 | スポーツ庁政策課 (03-6734-3001) | <p>助成対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。</p> |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------|----|--|-------|---|-------|---|----------------------|---|---|
| | | | <p>会開催等のスポーツ活動等に対して助成を実施する。</p> <p>※本事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施。</p> | | | | | | | <p>助成対象事業の募集は、当該事業年度の前年度12月頃に開始予定。</p> <p>助成内容は、各助成事業の必要性や助成財源の規模等により、毎年度見直される可能性あり。</p> <p>詳細は独立行政法人日本スポーツ振興センターのHP参照。</p> |
| 17 | 芸術文化振興基金による助成 | 継続 | <p>広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していきける環境の醸成と基盤の強化を図るため、芸術家・芸術団体が行う芸術の創造普及を図るための活動、地域の文化振興を目的として行う活動、文化に関する団体が行う文化の振興普及を図るための活動等に対して支援する。</p> | — | — | 未定 | <p>募集案内に定める助成対象経費の1/2以内、かつ、自己負担金の範囲内。</p> | <p>NPO 法人を含む芸術団体</p> | <p>文化庁 企画調整課 03-5253-4111 (内 4797)</p> | |
| 18 | 舞台芸術創造活動活性化事業 | 継続 | <p>芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及び、その成果について国内外への発信を促し各芸</p> | 3,287 | — | 3,287 | <p>公演等の制作にかかる経費の一部 (申請金</p> | <p>NPO 法人を含む芸術団体</p> | <p>文化庁 参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内 2081)</p> | |

| | | | | | | | | | | |
|----|------------------|------|---|------------|---|------------|-----------------------------|---------------|---|--------------------------------|
| | | | 術団体の芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する。 | | | | 額の査定あり)。 | | | |
| 19 | 戦略的芸術文化創造推進事業 | 継続 | 世界における日本文化芸術への関心と評価を高め、我が国の文化芸術各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな文化芸術の創造と発信を図るなど、戦略的な文化芸術施策を展開する。 | 606 | — | 990 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | NPO 法人を含む芸術団体 | 文化庁 参事官（芸術文化担当）付 03-5253-4111 （内 2081） | |
| 20 | 国際芸術交流支援事業 | 継続 | 我が国のプロフェッショナルな芸術団体の芸術水準向上を図るとともに、国際文化交流に寄与するため、芸術団体が行う海外公演、国際共同制作公演及び我が国で行われる国際的舞台芸術イベント等を支援する。 | 812 | — | 875 | 公演等の制作にかかる経費の一部（申請金額の査定あり)。 | NPO 法人を含む芸術団体 | 文化庁 参事官（芸術文化担当）付 03-5253-4111 （内 2081） | |
| 21 | 新進芸術家グローバル人材育成事業 | 継続 | 新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い視野、広い見聞、広い分野に関する知識を身につける場を提供するとともにその基盤整備を図り、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな新進芸術家の育成等に資する。 | (1,284の内数) | — | (1,344の内数) | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | NPO 法人を含む芸術団体 | 文化庁 参事官（芸術文化担当）付 03-5253-4111 （内 4782） | |
| 22 | 文化芸術による子供育成総合事業 | 名称変更 | 小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家 | 5,294 | — | 5,274 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | NPO 法人を含む芸術団体 | 文化庁 参事官（芸術文化担当）付 03-5253-4111 | 平成 30 年度事業名： 文化芸術による子供の育成事業 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------|----------|--|-------|---|-------|---|--------------------------|--|--|
| | | | を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。また、小学校・中学校等において、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。さらに、芸術教科担当教員への研修等を通じた学びの機会を確保し、教員及び子供の豊かな芸術教育の充実を図る。 | | | | り。 | | (内 2835) | |
| 23 | 劇場・音楽堂等機能強化推進事業 | 名称 変更 | 我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成等に対し総合的に支援する。 | 2,601 | — | 2,799 | 募集案内に定める助成対象経費の1/2以内、かつ、自己負担金の範囲内。又は、事業実施に係る経費の一部（申請金額の査定あり）。 | 地方公共団体、NPO 法人等、法人格を有する者等 | 文化庁 企画調整課 03-5253-4111 (内 3143) | |
| 24 | 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 | 継続 | 日本に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、地域の実情に応じた日本語教育の実施、人材の育成及び学習 | 46 | — | 85 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | 地方公共団体、公益法人、NPO 法人等 | 文化庁 国語課 03-5253-4111 (内 2839) | |

| | | | | | | | | | |
|----|--------------------------------|----|--|-------|---|-------|-----------------------------------|--------------------------------------|---|
| | | | 教材の作成を支援するとともに、各地の日本語教育の体制整備を推進する取組等を支援する。 | | | | | | |
| 25 | 伝統文化親子教室事業 | 継続 | 子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行う。 | 1,284 | — | 1,269 | 上限：1教室あたり50万円（委託事業であり、申請金額の査定あり）。 | NPO 法人を含む文化関係団体等 | 文化庁 地域文化創生本部 075-330-6720 (内 1019) |
| 26 | NPO 等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業 | 継続 | 空き家の増加や管理運営資金の不足、法令上の制約といった、文化財建造物の管理活用に係る様々な課題に関して、活用実践者の立場から考え得る実効性の高い打開策を「自立支援モデル」と呼び、これを委託事業により幅広く集めながら、今後の有効な対策を官民の協力により検討する。 | 11 | — | 11 | 委託事業であり、申請金額の査定あり。 | NPO 法人、募集案内に定める要件を満たす社団法人、財団法人、任意団体等 | 文化庁 文化資源活用課 03-5253-4111 (内 2798) |

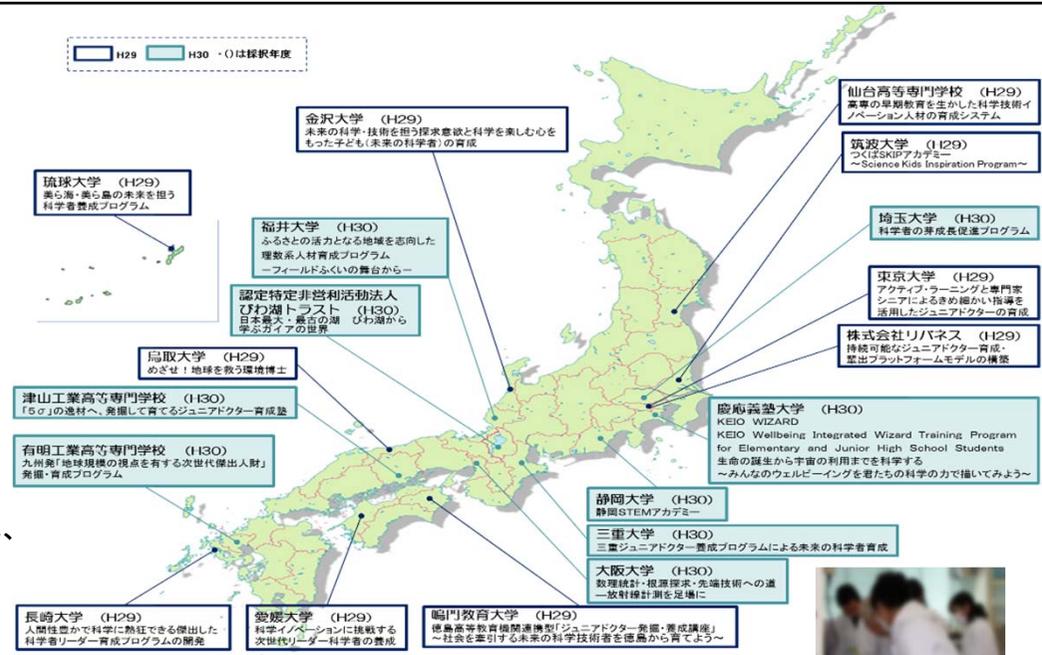
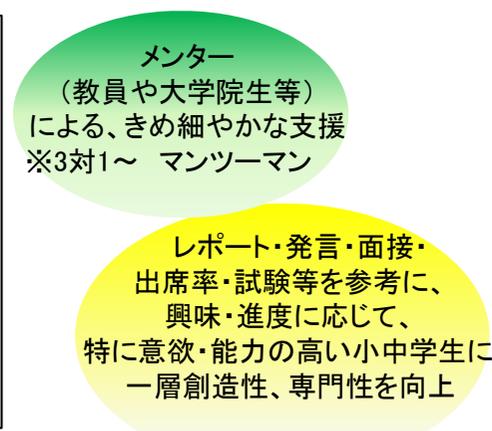


背景・課題

- 第4次産業革命を見据えた、未来を創造する人材の早期育成が重要
 - 理数・情報系分野に関して突出した意欲や能力のある小中学生に対する取組が希薄
- 「全ての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第9次提言)」(抄)(平成28年5月20日 教育再生実行会議決定)
 国は、理数分野等で突出した意欲や能力のある小中学生を対象に、大学・民間団体等が体系的な教育プログラムにより指導を行い、その能力を大きく伸ばすための新たな取組を全国各地で実施する。
- 「日本再興戦略2016」(抄)(平成28年6月2日 閣議決定)
 新たな時代を牽引する突出した人材の育成に向けて、既存の取組を見直しつつ、理数・情報分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象とした特別な教育の機会を設けることにより、その能力を大きく伸ばすための取組を検討・推進する。

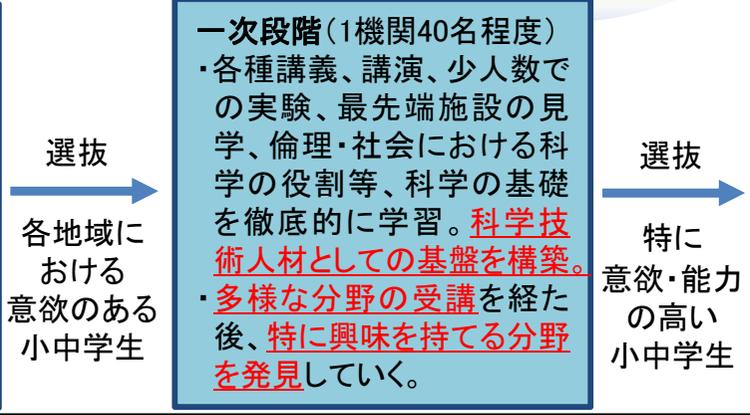
事業概要

【事業の目的・目標】
 理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、大学等が特別な教育プログラムを提供し、その能力等の更なる伸長を図る。



応募

- ・自己推薦(保護者推薦)
- ・教育委員会・学校推薦
- ・各種オリンピック・科学の甲子園Jr出場者
- ・科学館・博物館等の取組を通じた推薦
- ・その他(機関独自の手法による募集)



二次段階(1機関10名程度)

- ・配属する**研究室とのマッチング**、研究・論文作成における教員等の**個別指導**、**各種機会での発表等**により、**創造性・課題設定能力・専門分野の能力を伸長。**

全国規模のイベント
 (対象: 卓越した小中学生) ノーベル賞受賞者との実験

- ・各地域の卓越した子供による**合同合宿・研究発表会**を数日間実施。
- ・地域や専門分野を超えて、**小中学生が集い切磋琢磨する機会の提供。**

例: ノーベル賞受賞者等による講義・実験、各々が実施してきた研究の発表会、未知の分野の研究、国内トップ層の大学生・高校生との交流、等

背景・課題

- 女性が科学技術分野に進む上で将来像が描きにくい。
- 自然科学系の学部・大学院に占める女性の割合は、人文・社会科学に比べて低い。
- 多様な視点や優れた発想を取り入れ科学技術イノベーションを活性化させるためには、女性の活躍が不可欠。

「第5期科学技術基本計画」(抄)(平成28年1月22日 閣議決定)

・国は、次代を担う女性が科学技術イノベーションに関連して将来活躍できるよう、女子中高生やその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の理解を深める取組を推進するとともに、関係府省や産業界、学界、民間団体など産学官の連携を強化し、理工系分野での女性の活躍に関する社会一般からの理解の獲得を促進する。

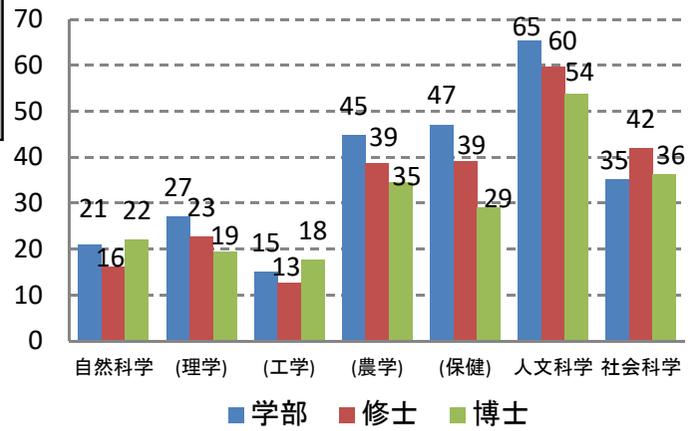
「第4次男女共同参画基本計画」(抄)(平成27年12月27日 閣議決定)

・大学、研究機関、学術団体、企業等の協力の下、女子児童・生徒、保護者及び教員に対し、理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系分野の仕事内容、働き方及び理工系出身者のキャリアに関する理解を促す。

「未来投資戦略2018 —Society5.0の実現に向けた改革—」(抄)(平成30年6月15日閣議決定)

・女子生徒等の理系分野への進路選択を促進し、AIを含む先端的な分野等における女性の活躍を推進するため、全国の地方公共団体・学校等における多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業などの取組を行う。

(参考) 学部学生・院生に占める女性の割合(%)



事業概要

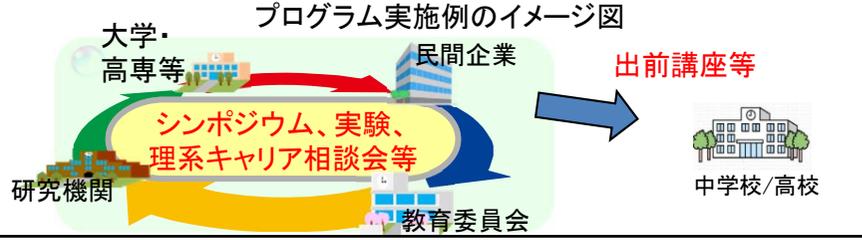
【事業の目的・目標】

- ・女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。
- ・女子中高生の適切な進路選択を通じた、女性の多様な分野での活躍。
- ・科学技術分野での女性の活躍により、我が国の科学技術イノベーションを推進。

【事業スキーム】



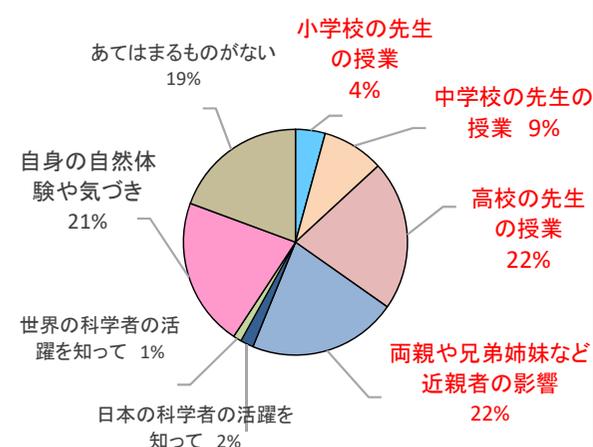
- ✓ 採択期間: 2年間
- ✓ 実施規模: 15拠点大学・高専等を含めた連携機関等 (H31現在)
- ✓ 支援額上限: 150~300万円/機関・年
2019年度 新規採択数: 5件
- ✓ 対象: 女子中高生、保護者、教員
- ✓ 内容: シンポジウム開催、実験、出前講座、理系キャリア相談会等



<取組内容の特徴>

- 1. 事業運営の基盤を構築**
産学官連携により、女性の活躍に関する社会全体の理解を促進、多様なロールモデルを提示。
- 2. 文理選択に迷う生徒の興味を喚起**
シンポジウム・実験等に加え、積極的な学校訪問によるワークショップ等を実施。理系の進路選択に関心が薄い層や文理選択に迷う層に対する、興味関心の喚起。幅広い視点からの進路選択に寄与。
- 3. 保護者・教員等へのアプローチ**
進路選択に大きな影響を与える保護者や教員向けの取組を積極的に実施し、興味関心の早期定着を図る。
- 4. 市区町村規模の設定**
地域を絞った活動をすることで、新たな機関の参加を促進。市区町村教育委員会と連携し、学校行事への活用や学校訪問機会の増加。支援終了後も規模を維持した事業継続を目指す。

(参考) 女子学生が理系の進路を選択した理由



出典: 日本ロレアルによる「理系女子学生の満足度に関する意識調査」(平成26年8月)

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|---|----|---|-------------------|------------------------------|-------------------|-------|---|---|--|
| 1 | 被災者支援総合交付金 (仮設住宅の再編等に 係る子供の学習支援に よるコミュニティ復興 支援事業) | 継続 | 震災の影響で学習環境が十分でない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、被災地における子供の学習環境の整備や仮設住宅内、また、仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を図る。 | (17,661 の 内数) | (17,502 の内 数) | (19,016 の 内数) | 10/10 | 岩手県、宮城県、福島県及び 3 県内の指定都市と中核市並び に国立大学法人 | 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 3260) | 10 分の 10 |
| 2 | 被災者支援総合交付金 (福島県の子供たちを 対象とする自然体験・ 交流活動支援事業) | 継続 | 福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。 | (17,661 の 内数) | (17,502 の内 数) | (19,016 の 内数) | 9/10 | 福島県 | 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111 (内 2056) | |
| 3 | 緊急スクールカウンセ ラー等活用事業 | 継続 | 被災した幼児児童生徒・教職員の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、自治体等に対し、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。 | 2,378 | — | 2,450 | 10/10 | 地方公共団体等 | 文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 03-5253-4111 (内 2905) | NPO 等民間 事業者につい ては、被災自 治体との連携 強化の観点か ら、被災自治 体からの再委 託という形で 事業を実施す ることが可 |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
| | | | | | | | | | | 能。 |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課 室） 連絡先 | 備考 |
|----|-------------------------------------|----------|---|-------------------|------------------------------|-------------------|-------------------------------|---|--|---|
| 1 | 地域の健康増進活動 支援事業 | 継続 | 健康づくり活動に取り組む民間団 体の、健康づくりの牽引役となる 人材の育成やボランティアを活用 する主体的かつ自由な発想に基づ く取組について、補助金を交付す る。 | 76 | — | 76 | 定額 (10/10) | NPO 法人等 | 厚生労働省健 康局健康課 03-5253-1111 (内線 2971) | |
| 2 | がん検診従事者研修 事業 | 継続 | 胃内視鏡検査を実施する医師に対 して、安全管理体制の整備に係る 研修を実施する。 | 15 | — | 15 | 1/2 | 都道府県 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 NPO 法人等 | 厚生労働省健 康局がん・疾 病対策課 03- 5253-1111 (内線 4604) | |
| 3 | HIV 感染者等の N GO 等への支援事業 | 継続 | HIV 感染者等で構成される NP O・NGO 等による活動を支援 し、効果的で当事者性のある HIV 感染予防の普及啓発や患者支援 を図る。 | (135 の内数) | — | (135 の内数) | 10/10 | NPO 法人等 | 健康局結核感 染症課 03-5253-1111 (内線 2358) | |
| 4 | 障害者就業・生活支 援センターによる地 域における就労支援 | 名称 変更 | 障害者就業・生活支援センター が、障害者の職業生活における自 立を図るため、雇用、保健、福 祉、教育等の地域の関係機関と連 携の下、障害者の身近な地域にお いて就業面及び生活面における一 体的な支援を行う。 | (8,349 の内 数) | — | (8,019 の内 数) | 10/10 ※委託費 の上限額 内で交付 | 〈実施主体〉 都道府県 〈委託先〉 社会福祉法人 NPO 法人 一般社団法人 一般財団法人 医療法人 等 | 厚生労働省職 業安定局 障害者雇用対 策課地域就労 支援室 03-5253-1111 (内線 5832) | 雇用と福祉の 連携による地 域に密着した 就労支援の実 施 |

| | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|----|---|-------------|-------------|-------------|---|--|---|--|
| 5 | 保育園等整備交付金 | 継続 | 施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。 | (74,681の内数) | (39,356の内数) | (66,371の内数) | 定額（1/2相当） ※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合 2/3相当 | <実施主体> 市区町村 <設置主体> NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 4837) | |
| 6 | 保育対策総合支援事業費助保金（うち、民有地マッチング事業） | 継続 | 地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要な経費の一部を補助する。 | (39,382の内数) | — | (38,144の内数) | 1/2 | <実施主体> 都道府県 市区町村 都道府県等が認めた者 <委託先> NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 4837) | |
| 7 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育園等改修費等支援事業） | 継続 | 保育園等を賃貸物件を活用して設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育園等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。 | (39,382の内数) | 8,885 | (38,144の内数) | 1/2 ※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合 2/3 | <実施主体> 市区町村 <設置主体> NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 4837) | |
| 8 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、①保育園設置促進事業、②都市部におけ | 継続 | ①保育園等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育園等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。 | (39,382の内数) | — | (38,144の内数) | 1/2 | <実施主体> 市区町村 <委託先> | 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|---|----|--|-------------|---|-------------|---|---|--|--|
| | る保育園等への賃借料支援事業) | | ②賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育園について、公定価格における賃借料加算との差額の一部を補助する。 | | | | | NPO 法人等 | (内線 4837) | |
| 9 | 保育対策総合支援事業費補助金 (うち、①保育士・保育園支援センター設置運営事業、②若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業) | 継続 | ①潜在保育士への就職支援、保育園に勤務する保育士等への相談支援、保育園の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育園支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。 ②保育園等に勤務する経験年数の少ない保育士、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。 | (39,382の内数) | — | (38,144の内数) | 1/2 | <実施主体> ① 都道府県 指定都市 中核市 ② 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 4958) | |
| 10 | 保育対策総合支援事業費補助金(うち、①保育環境改善等事業、②広域的保育園等利用事業、③家庭支援推進保育事業、④保育利用支援事業(入園予約制)、⑤3歳児受け入れ等連携支援事業、⑥医療的ケア児保育支援モデル事業、⑦認可外保育施設の衛生・安全対策事業) | 継続 | ① 保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育事業(体調不良児対応型)の設備の整備等に必要経費の一部を補助する。 ②こども送迎センターから保育園等又は保育園等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。 ③家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数(40%以上)受け入 | (39,382の内数) | — | (38,144の内数) | ① 1/2, 1/3 ②~⑥ 1/2 ⑦ 1/3 | <実施主体> ①~⑤⑦ 市区町村 ⑥ 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等 | ①~⑥ 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 4837) ⑦ 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 03-5253-1111 (内線 4838) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|----------|---|-------------|---|-------------|-----|-----------------------------|--------------------------------|----------------|
| | | | <p>れている保育園に対して保育士の加配を行う。</p> <p>④保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>⑤小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育園等において3歳児以降の子どもを受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用や、複数の家庭的保育事業者及び連携施設が保育環境の整備や経営の効率化を共同で行う体制作りをモデル的に実施するための費用の一部を補助する。</p> <p>⑥医療的ケアを必要とする障害児が、保育園等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。</p> <p>⑦認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。</p> | | | | | | | |
| 11 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、①認可化移行調査・助言指導事業、②認 | 名称 変更 | ①認可化するにあたり障害となっている事由を診断するほか、指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、移行 | (39,382の内数) | — | (38,144の内数) | 1/2 | <実施主体> ① 都道府県 市区町村 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 | ①認可化移行調査費等支援事業 |

| | | | | | | | | | | |
|----|---|----|--|-------------|---|-------------|-----|--|---|--|
| | 可化移行移転費等支援事業) | | するための計画書の作成及び見直しに必要な費用の一部を補助する。 ②認可するにあたり立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部を補助する。 | | | | | ② 市区町村 <委託先> NPO 法人等 | (内線 4837) | |
| 12 | 保育対策総合支援事業費補助金(うち、保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業) | 継続 | 保育園等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育園職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に必要な費用の一部を補助する。 | (39,382の内数) | — | (38,144の内数) | 1/2 | <実施主体> 都道府県、市区町村 <委託先> NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 03-5253-1111 (内線 4838) | |
| 13 | 保育対策総合支援事業費補助金(うち、新たな保育対策提案型事業) | 新規 | 待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する待機児童解消に向けた先進的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた場合に費用の一部を補助する。 | (39,382の内数) | — | — | 定額 | <実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 (内線 4837) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--|----|--|-------------|------------|-------------|-----------|--|---|--|
| 14 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）） | 継続 | 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。 | — | 444 | | 1/2 | ＜実施主体＞ 市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局保育課 03-5253-1111 （内線 4958） | |
| 15 | 保育対策総合支援事業費補助金（うち、保育園等における事故防止推進事業） | 継続 | 保育園等における睡眠中の事故を防止するための機器の導入に係る費用の一部を補助する。 | — | 252 | — | 1/2 | ＜実施主体＞ 都道府県、市区町村 ＜委託先＞ NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室 03-5253-1111 （内線 4838） | |
| 16 | 母子家庭等対策総合支援事業費補助金（うち、子どもの生活・学習支援事業） | 継続 | 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う事業。 | （15,926の内数） | （4,469の内数） | （16,695の内数） | 1/2 | ＜実施主体＞ 都道府県、市町村 ＜委託先＞ NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 03-5253-1111 （内線 4887） | |
| 17 | 次世代育成支援対策施設整備交付金（うち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所に係る施設整備事業） | 継続 | 児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所の施設整備（創設、増築、増改築等）に係る経費の一部を補助する。 | （15,736の内数） | （2,845の内数） | （7,129の内数） | 定額（1/2相当） | ＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 ＜設置主体＞ NPO 法人等 | 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 03-5253-1111 （内線 4960） | |
| 18 | 地域生活定着促進事業 | 継続 | 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の | （43,628の内数） | — | （38,493の内数） | 定額 | ＜実施主体＞ 都道府県 | 厚生労働省社会・援護局 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----------------|----|--|--------------|---|--------------|-----|---|---|--|
| | | | 社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、保護観察所と協働して福祉サービスにつなげるための準備を進める。 | | | | | <委託先> NPO 法人等 | 総務課 03-5253-1111 (内線 2816) | |
| 19 | 社会福祉推進事業 | 継続 | 地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組等に対する支援を通じて、社会福祉の発展改善等に寄与することを目的として実施する。 | (43,628 の内数) | — | (38,493 の内数) | 定額 | <実施主体> 採択された法人 (NPO 法人含む) | 厚生労働省 社会・援護局 総務課 03-5253-1111 (内線 2891) | |
| 20 | 被保護者就労支援事業 | 継続 | 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。 | (21,772 の内数) | — | (21,772 の内数) | 3/4 | <実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等 | 社会・援護局 保護課保護事業室 03-5253-1111 (内線 2833) | |
| 21 | 被保護者就労準備支援事業 | 継続 | 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。 | (43,628 の内数) | — | (38,493 の内数) | 2/3 | <実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等 | 社会・援護局 保護課保護事業室 03-5253-1111 (内線 2833) | |
| 22 | 社会的な居場所づくり支援事業 | 継続 | 被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会 | (43,628 の内数) | — | (38,493 の内数) | 3/4 | <実施主体> 都道府県 市 | 社会・援護局 保護課保護事業室 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------------------|----|---|-------------|---|-------------|-----|--|---|--|
| | | | 的自立を支援する取組の推進を図る。 | | | | | 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO法人等 | 03-5253-1111 (内線 2833) | |
| 23 | 居住の安定確保支援事業 | 継続 | 被保護者の安定した地域生活の継続を図ることを目的に、賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する。 | (43,628の内数) | — | (38,493の内数) | 3/4 | ＜実施主体＞ 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO法人等 | 社会・援護局 保護課保護事業室 03-5253-1111 (内線 2833) | |
| 24 | 被保護者家計相談支援事業 | 継続 | 保護廃止が見込まれる被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う。 | (43,628の内数) | — | (38,493の内数) | 2/3 | ＜実施主体＞ 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 ＜委託先＞ 社会福祉法人 NPO法人等 | 社会・援護局 保護課保護事業室 03-5253-1111 (内線 2833) | |
| 25 | ひきこもり対策推進事業 | 継続 | ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、相談支援等を通じて、ひきこもり状態にある本人の自立を促すことにより、本人及びその家族等の福祉の増進を図る。 | (43,628の内数) | — | (38,493の内数) | 1/2 | ＜実施主体＞ 都道府県 指定都市 市区町村 ＜委託先＞ NPO法人等 | 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859) | |
| 26 | 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事 | 継続 | 地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援 | (43,628の内数) | — | (38,493の内数) | 1/2 | ＜実施主体＞ 都道府県 市区町村 | 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|---------------|----|---|--|---|--|---|---|---|--|
| | 業 | | といった共助の取組の基盤づくりを支援する。 | | | | | NPO 法人等 <委託先> NPO 法人等 | 03-5253-1111 (内線 2859) | |
| 27 | 被災者見守り・相談支援事業 | 新規 | 災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居した被災者は、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。 このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、応急仮設住宅に入居している期間、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、被災者を関係支援機関へつなぐ等の支援を行う。 | (43,628 の内数) | — | — | 原則 1/2 | <実施主体> 都道府県 市区町村 NPO 法人等 <委託先> NPO 法人等 | 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859) | |
| 28 | 生活困窮者自立支援制度 | 継続 | 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ① 自立相談支援事業 ② 住居確保給付金 ③ 就労準備支援事業 ④ 一時生活支援事業 ⑤ 家計改善支援事業 ⑥ 子どもの学習・生活支援事業 その他事業 | (①、②について 21,772 の内数) (③～⑦について 22,043 の内数) | — | (①、②について 21,772 の内数) (③～⑦について 21,383 の内数) | ①、② 3/4 ③、④、⑤※ 2/3 ⑤～⑦ 1/2 ※①③⑤を一体的に実施した場合 | <実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等 | 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2879) | |
| 29 | 社会福祉振興助成事業 | 継続 | 政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れる | 608 | — | 608 | 定額 | <実施主体> (独)福祉医療機構 | 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------|----|--|-------------|---|-------------|-----------------------|--|---|--|
| | | | よう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。 | | | | | <助成先> NPO 法人等 | 03-5253-1111 (内線 2866) | |
| 30 | 自殺防止対策事業 | 継続 | 自殺対策に取り組む民間ボランティア団体等の活動に対し、財政支援を行う。 | (2,626の内数) | — | (2,600の内数) | 定額 | NPO 法人等 | 厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室 03-5253-1111 (内線 2838) | |
| 31 | 樺太等残留邦人集団一時帰国事業 | 継続 | 樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援する。 | 33 | — | 35 | 10/10 ※委託費の上限額内で交付 | <実施主体> 国 <委託先> NPO 法人等 | 社会・援護局 援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3465) | |
| 32 | 中国残留邦人等地域生活支援事業 | 継続 | 地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する。 | (14,757の内数) | — | (17,110の内数) | 10/10 | <実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等 | 社会・援護局 援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463) | |
| 33 | 地域生活支援推進事業 | 継続 | 全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連 | (7の内数) | — | (7の内数) | 10/10 ※委託費の上限額内で交付 | <実施主体> 中国帰国者支援・交流センター <委託先> | 社会・援護局 援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------|----|--|-------------|---|-------------|----------------------------|---|--|--|
| | | | 携を推進し、活動を援助する。 | | | | | NPO法人等 | (内線 3463) | |
| 34 | 障害者総合福祉推進事業 | 継続 | 障害者施策全般にわたり解決すべき課題について、現地調査等による実態把握や試行的取組を通じて提言を行う。 | (500の内数) | — | (400の内数) | 定額 | 採択された法人 (地方公共団体、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人等) | 社会・援護局 障害保健福祉部企画課自治体支援係 03-5253-1111 (内線 3007) | |
| 35 | 地域生活支援事業 | 継続 | 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。 | (44,090の内数) | | (45,071の内数) | 1/2 以内 | <実施主体> 都道府県、市町村 <委託先、補助先> 社会福祉法人、公益法人、NPO法人等 | 社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 03-5253-1111 (内線 3075) | |
| 36 | 地域生活支援促進事業 | 継続 | 発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等国として促進すべき事業について、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。 | (5,396の内数) | | (4,243の内数) | 1/2 又は 定額 (10/10) | <実施主体> 都道府県、市町村 <委託先、補助先> 社会福祉法人、公益法人、NPO法人等 | 社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 03-5253-1111 (内線 3075) | |
| 37 | 障害者芸術文化活動普及支援事業 | 継続 | 障害者の芸術文化活動の相談支援・人材育成等の支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動のさらなる振興を図る。 | (232の内数) | | (213の内数) | 1/2 又は 定額 (10/10) | <実施主体> 都道府県、NPO法人等 <委託先、補助先> 社会福祉法人、 | 社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室 03-5253-1111 (内線 3071) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------------|----|---|-------------------|-------------|-------------------|--------------------------------|---|--|--|
| | | | | | | | | 公益法人、NPO 法人等 | | |
| 38 | 依存症民間団体支援 事業 | 継続 | アルコール・薬物・ギャンブル等 の依存症者やその家族等の支援に ついて、全国規模で実施している 自助グループ等民間団体の活動 (支援ネットワークの構築や相談 支援、普及啓発活動等)に対して 支援を行う。 | (29 の内数) | | (18 の内数) | 定額 (10/10) | 公益法人、社会 福祉法人、NPO 法人等 | 社会・援護局 障害保健福祉 部精神・障害 保健課依存症 対策推進室 03-5253-1111 (内線 3100) | |
| 39 | 社会福祉施設等施設 整備費補助金 | 継続 | 障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平 成 17 年法律第 123 号)、児童福祉 法(昭和 22 年法律第 164 号)等の 規定に基づき、社会福祉法人等が 整備する施設整備に要する費用の 一部を補助する。 | (19,510 の内 数) | (5,008 の内数) | (7,154 の内 数) | 1/2 | <実施主体> 都道府県、指定 都市、中核市 <補助先> 社会福祉法人、 医療法人、公益 社団法人、NPO 法人等 | 社会・援護局 障害保健福祉 部障害福祉課 03-5253-1111 (内線 3035) | |
| 40 | 地域支援事業交付金 | 継続 | 要支援・要介護状態になる前から 介護予防サービスを提供し、効果 的な介護予防システムを確立する とともに、地域の総合相談、権利 擁護事業等を行う地域支援事業に 対し交付金を交付する。 ①介護予防・日常生活支援総合事 業 ②包括的支援事業 ③任意事業 | (194,119 の 内数) | 0 | (198,754 の 内数) | ① 25/100 ②、③ 38.5/100 | <実施主体> 市町村 <委託先> NPO 法人等 | 老健局振興課 03-5253-1111 (内線 3979) | |
| 41 | 離職者等の再就職に 資する総合的な職業 能力開発プログラム | 継続 | 都道府県等が行う公共職業訓練 (離職者に対する訓練)につい て、公共職業能力開発施設で行う | 63,728 | - | 61,837 | 10/10 ※委託費 の上限額 | <実施主体> 都道府県及び横 浜市 | 人材開発統括 官付訓練企画 室 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|------------------------|----|---|-------|---|-------|---------------------------|---|--|--|
| | の推進 | | ほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。 | | | | 内で交付 | <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO法人等 | 03-5253-1111 (内線 5609) | |
| 42 | 求職者支援制度 | 継続 | 民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。 | 6,943 | - | 8,270 | 訓練の受講者1人につき月5万~7万円 | <実施主体> 国 (都道府県労働局、 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構) <委託先> 民間企業 専修学校・各種学校 大学・大学院 NPO法人等 | 人材開発統括官付訓練企画室 03-5253-1111 (内線 5609) | |
| 43 | 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 | 継続 | 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様や企業のニーズに対応した委託訓練を実施する。 | 1,399 | - | 1,406 | 10/10 ※委託費の上限額 内で交付 | <実施主体> 都道府県 <委託先> 民間企業 社会福祉法人 NPO法人等 | 厚生労働省人材開発統括官付特別支援室 03-5253-1111 (内線 5962) | |
| 44 | 若者職業的自立支援推進事業 | 継続 | 「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。 | 3,960 | - | 3,933 | 10/10 | <実施主体> 国 <委託先> 民間企業 NPO法人等 | 厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------------------------|----|--|-----|---|-----|-------|---------|---|--|
| | | | | | | | | | 室 03-5253-1111 (内線 5969) | |
| 45 | 民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業 | 継続 | 保健福祉分野における社会的事業の開発・普及を図るため、ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)など社会的インパクト投資の枠組みを活用した事業を実施し、成果指標の設定等の環境整備、課題や有効性の検証などを行う。 | 110 | — | 111 | 10/10 | NPO 法人等 | 厚生労働省政策統括官(総合政策担当) (社会保障担当参事官室) 03-5253-1111 (内線 7695) | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|-----------------------------------|----|--|-------------------|------------------------------|-------------------|---|--|--|----|
| 1 | 原子力災害対応雇用 支援事業 | 継続 | 福島県及び同県内の市町村に対し 資金を交付することにより、震災等 の影響による失業者の一時的な雇用 機会を創出する。 | (1,001 の 内数) | — | (1,549 の 内数) | 福島県 及び同 県内の 市町村 から委 託費と して支 給。 | <実施主体> 福島県及び同県 内の市町村 <委託先> 民間企業 NPO 法人等 | 厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策課 03-5253-1111 (内線 5794) | |
| 2 | 被災者見守り・相談支 援事業（被災者支援総 合交付金） | 継続 | 東日本大震災の被災者が、現に居 住する地域において、安心して日常 生活を営むことができるよう、被災 者の心のケアや孤立防止のための見 守り支援を行うとともに、これに併 せて日常生活上の相談支援などの孤 立防止等のために必要となる支援を 一体的に提供する体制の構築を図 る。 | (17,661 の 内数) | (17502 の内 数) | (19,016 の 内数) | 10/10 | <実施主体> 岩手県、宮城県、 福島県及び管内 市町村 <委託先> NPO 法人等 | 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 03-5253-1111 (内線 2859) | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正 予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|----------------------------------|----|---|-------------------|----------------------------------|-------------------|-------------------------|-----------------------------|---|----|
| 1 | 農林水産政策科学研究 委託事業 | 継続 | 外部の研究者の幅広い知見を活用 することが適切と考えられる政策研 究課題について、公募により相手方 を選定して研究を実施。 | 41 | — | 47 | 委託費 | <公募> 大学、民間団 体、NPO 法人等 | 農林水産政策研究 所 政策研究調整官 (03-6737-9042) | |
| 2 | 海外農業・貿易投資環 境調査分析事業 | 継続 | 農林水産物・食品の輸出拡大や食 産業の海外展開の促進に向け、官民 協議会や二国間政策対話等に加え、 諸外国の制度・投資環境等の調査・ 分析や、民間企業等の新たな事業展 開に係る支援を実施する。 | (684 の内数) | — | (719 の内数) | 委託費 / 補助金 (定額) | 民間団体、民間 企業、NPO 法人 等 | 農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グ ループ (03-3502-5913) | |
| 3 | 中南米日系農業者等と の連携交流・ビジネス 創出事業 | 継続 | 日本と中南米の農業・食産業分野 の連携・交流の強化や我が国の食産 業の中南米進出のため、中南米 5 カ 国の日系農業者の若手世代・女性等 を対象に研修を行うとともに、日本 の地方企業と日系農業者等とのビジ ネス創出を図る。 | 61 | — | 60 | 委託費 | 民間団体、民間 企業、NPO 法人 等 | 農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グ ループ (03-3502-5914) | |
| 4 | インフラ輸出技術利活 用検討調査事業 | 継続 | 質の高い食のインフラ輸出を推進 するため、生産、製造・加工、流 通、消費の各段階における様々なフ ードバリューチェーン構築に係る技 術の優位性・パッケージ化等に関す る調査・検討を行う。 | 17 | — | 17 | 委託費 | 民間団体、民間 企業、NPO 法人 等 | 農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グ ループ (03-3501-7402) | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|-----|---|-----------|---|-----------|-------------------------|--------------------------|---|---|
| 5 | アジア・アフリカ地域におけるフードバリューチェーン構築のための人材育成事業 | 継続 | アジア・アフリカにおいて、フードバリューチェーン各段階の人材を育成するため、農業生産者や民間企業等を対象とした農業生産技術や収穫後の農産物の付加価値を高めるための研修、セミナー等を実施する。 | 57 | — | 57 | 委託費 / 補助金 (定額) | 民間団体、民間企業、NPO 法人等 | 農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グループ (03-3502-5913) | |
| 6 | アフリカ等のフードバリューチェーン課題解決型市場開拓事業 | 継続 | アフリカ等でのフードバリューチェーン構築における課題を解決するため、日本企業が有するフードバリューチェーン構築に資する製品・サービス等の事業展開について、日本企業とアフリカ等の現地企業等とが協働して行う実証・評価等の活動を支援する。 | 31 | — | 36 | 定額 | 民間団体、民間企業、NPO 法人等 | 農林水産省 大臣官房国際部 海外投資・協力グループ (03-3502-8058) | |
| 7 | 家畜生産農場衛生対策事業のうち、農場 HACCP 導入推進強化事業 | 統廃合 | 農場 HACCP に取組む農場の裾野を広げるために、農場 HACCP の取組による経営メリット等を分析し、生産者等に対し広く広報・周知するとともに、海外のバイヤー等向けの広報資料の作成や海外バイヤー等を招致しての農場 HACCP 認証農場の視察受け入れにより、海外向け広報を行い、農場 HACCP の横展開を図る。加えて、農場 HACCP の導入に向けた取組やその成果としての認証取得を促進する農場指導員を増強するため、農場指導員養成研修を実施する。 | (600 の内数) | — | 11 | 定額 | 民間団体、民間企業、NPO 法人など | 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 (03-3502-8292) | 平成 30 年度 までの事業 名： 農場生産衛生強化推進 事業 |
| 8 | 6次産業化サポート事業 | 継続 | 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化の取組を全国的に展開するため | (700 の内数) | — | (753 の内数) | 定額 | <公募> 民間企業、NPO 法人など | 農林水産省 食料産業局 産業連携課 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------|-----|--|------------|---|---------------|-------------|------------------------|--|---|
| | | | の優良事例の収集や情報提供を支援。 | | | | | | (03-6744-2063) | |
| 9 | 食料産業・6次産業化交付金のうち地域での食育の推進 | 継続 | 第3次食育推進基本計画のうち食文化継承等の目標達成に向けて、地域の関係者が取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、食品ロスの削減、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等食育活動を支援。 | (1,434の内数) | — | (1,678の内数) | 1/2以内 | 都道府県、市町村、民間団体、NPO法人など | 農林水産省 食料産業局 食文化・市場開拓課 (03-3502-5723) | |
| 10 | 食品の品質・安全管理サポート事業 | 新規 | 食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の義務化に対応し、国内の品質管理及び消費者の信頼を向上させることで、日本の農林水産物・食品の競争力を強化するため、必要となる手引書の作成や人材育成のための研修会開催の支援。 | (147の内数) | — | — | 定額 | <公募> 民間企業、NPO法人など | 農林水産省 食料産業局 食品製造課 食品企業行動室 (03-3502-5743) | |
| 11 | 食料産業・6次産業化交付金のうちフードバンク活動の推進事業 | 統廃合 | 食品関連事業者から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動の発展に向けた取組を支援する。 | (1,434の内数) | — | (167の内数) ※ | 定額 1/2以内 | 都道府県、市区町村、民間企業、NPO法人など | 農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 (03-6738-6477) | 平成30年度 事業名： 持続可能な 循環資源活 用総合対策 事業 |
| 12 | 地理的表示保護制度活用総合推進事業 | 継続 | 地理的表示(GI)の登録申請を支援する窓口の設置や申請に必要な調査に対する補助、GIに関する展示会等の開催による制度の普及啓発、海外における知的財産の保護・侵害対策、GIに関する知識の習得に資する知財専門職種向けの研修活動、国内 | (160の内数) | — | (172の内数) | 定額 1/2以内 | <公募> 民間企業、NPO法人など | 農林水産省 食料産業局 知的財産課 (03-6738-6317) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--|----------|--|--------------|----|-----------|-----------------|--------------------------|---|---|
| | | | 外への我が国 GI 産品の情報発信等の取組を実施。 | | | | | | | |
| 13 | 地理的表示保護制度緊急対策委託事業 | 新規 | GI 法改正及び日 EU・EPA の発効を踏まえた国内小売市場における GI 名称の使用実態や EU 産 GI チーズの国内加工施設の実態等の調査、EU 加盟国における GI 監視スキームの調査、日本の主要輸出国の知財制度、侵害対応等に係る調査等の取組を実施。 | — | 59 | — | 定額 | <公募> 民間企業、NPO 法人など | 農林水産省 食料産業局 知的財産課 (03-6738-6317) | |
| 14 | 持続的生産強化対策事業のうち、有機農産物安定供給体制構築事業(全国推進事業) | 名称変更・統廃合 | 有機農業により生産された農産物の安定的な供給体制を構築するため、実践拠点の販売戦略を企画・提案するオーガニックプロデューサーの選定・派遣、有機産地・関係自治体の連携を促すための自治体間のネットワーク構築等を支援。 | (20,079 の内数) | — | (76 の内数) | 定額 1/2 以内 | 民間団体、NPO 法人等 | 農林水産省 生産局 農業環境対策課 (03-6744-2114) | 平成 30 年度 事業名： オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業 (平成 31 年度より持続的生産強化対策事業に大括り化。) |
| 15 | 農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業 | 継続 | ・就農希望者の自らの就業適性の把握や農業法人等とのミスマッチ解消に向けて農業法人等での就業体験を支援。 ・就農希望者の円滑な就農を支援するために、地方自治体や農業法人等が一堂に会して、就農相談や求人説明、新規就農に関するセミナー等を行う就農相談会を支援。 | (575 の内数) | — | (673 の内数) | 定額 | <公募> 民間団体、NPO 法人など | 農林水産省 経営局 就農・女性課 (03-3501-1962) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|------------------------------------|----|---|------------|---|-------------|-----------|---------------------------|---|--|
| | | | ・労働環境や人材育成面で若者を惹きつける魅力ある経営体の姿を「見える化」し、職業としての農業への理解を促進するとともに、農業を知る・体験する・相談する取組を一体的に支援。 | | | | | | | |
| 16 | 農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業 | 継続 | 新規就農者の裾野拡大や、優れた経営感覚を備えた農業者の育成を図るため、農業高校生等の若者の就農意欲を喚起する取組、経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組、農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出・展開の取組を支援。 | (575の内数) | — | (673の内数) | 定額 1/2 | 都道府県、市町村、NPO法人など | 農林水産省 経営局 就農・女性課 (03-3501-1962) | |
| 17 | 女性が変わる未来の農業推進事業 | 継続 | 地域の農業界を牽引するリーダーとなりうる女性農業経営者の育成や、女性の活躍推進に取り組む経営体向けのセミナー等を実施。 | 79 | — | 96 | 定額 | <公募> 民間団体、NPO法人など | 農林水産省 経営局 就農・女性課 女性活躍推進室 (03-3501-1962) | |
| 18 | 農業支援外国人適正受入サポート事業のうち外国人材の技能評価試験の実施 | 継続 | 外国人材の農業等に関する知識及び技能を評価・確認するための試験の作成、実施を支援。 | (359の内数) | — | (173の内数) | 定額 | <公募> 民間団体、NPO法人など | 農林水産省 経営局 就農・女性課 (03-3501-1962) | |
| 19 | 農山漁村振興交付金のうち農福連携対策 | 継続 | 福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援。 | (9,809の内数) | — | (10,070の内数) | 定額 1/2 | <公募> 地域協議会、民間団体、NPO法人等 | 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 (03-3502-0033) | |

| | | | | | | | | | |
|----|---|----|--|-------------|---|-------------|-----------|-----------------------------------|---|
| 20 | 農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策 | 継続 | 「農泊」をビジネスとして実施するための現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、優良地域の国内外へのプロモーション等の取組を支援。 | (5,258の内数) | — | (5,655の内数) | 定額 1/2 | <公募> 地域協議会、 民間団体、 NPO法人等 | 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 農泊推進室 (03-3502-5946) |
| 21 | 農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策 | 継続 | 都市農業の多様な機能の発揮が図られるよう、都市農業の意義の周知のほか、災害時の避難地としての農地の活用、都市農地の周辺環境対策等を支援。 | (9,809の内数) | — | (10,070の内数) | 定額 | <公募> 民間団体、 NPO法人、 地域協議会等 | 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 都市農業室 (03-3502-5948) |
| 22 | 農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策のうち農山漁村情報発信事業 | 新規 | 農山漁村のポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例、世界農業遺産や日本農業遺産について、全国への情報発信等を行う取組を支援。 | (9,809の内数) | — | — | 定額 | <公募> 民間団体、 NPO法人等 | 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 (03-3502-5946) |
| 23 | 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業 | 継続 | 鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るための取組、全国的なジビエの消費拡大を図るプロモーション等への取組を支援。 | (10,227の内数) | — | — | 定額 | <公募> 民間団体、 NPO法人、 地域協議会等 | 農林水産省 農村振興局 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 (03-3591-4958) |
| 24 | 農山漁村振興交付金のうち山村活性化対策(商談会開催事業) | 継続 | 山村の特色ある地域資源を活用した商品等の販路開拓のため、バイヤーとの商談会を開催し、所得・雇用の増大を図る取組を支援。 | (784の内数) | — | (780の内数) | 定額 | <公募> 民間団体、 NPO法人等 | 農林水産省 農村振興局 地域振興課 (03-6744-2498) |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------|--------|--|-------------|-------|-------------|-------|-----------------------------------|---|--|
| 25 | 農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策 | 継続 | 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援。 | (9,809の内数) | — | (10,070の内数) | 1/2等 | 都道府県、市町村、NPO法人等 | 農林水産省 農村振興局 地域整備課 (03-3501-0814) | |
| 26 | 木材需要の創出・輸出力強化対策 | 継続・統廃合 | 林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用（木材利用の理解醸成を含む）などの様々な分野における木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援。 | (682の内数) | — | (559の内数) | 定額 | NPOを含む民間団体等 | 農林水産省 林野庁 木材利用課 (03-6744-2120) | 木づかい・森林づくり推進事業は平成31年度より木材需要の創出・輸出力強化対策に統合。 |
| 27 | 森林環境保全直接支援事業 | 継続 | 施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援。 | 23,445 | 6,687 | 23,194 | 3/10等 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等 | 農林水産省 林野庁 整備課 (03-3502-8065) | |
| 28 | 特定森林再生事業 | 名称変更 | 公益的機能の発揮を図るため、更新困難な森林や被害森林等の特定の森林の再生を支援。 | 2,598 | — | 2,850 | 3/10等 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等 | 農林水産省 林野庁 整備課 (03-3502-8065) | 平成30年度 事業名： 環境林整備事業 |
| 29 | 農業用水保全の森づくり事業 | 継続 | 森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援。 | (92,714の内数) | — | (91,650の内数) | 3/10等 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結したNPO等 | 農林水産省 林野庁 整備課 (03-3502-8065) | |
| 30 | 漁場保全の森づくり事業 | 継続 | 森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全 | (92,714の内数) | — | (91,650の内数) | 3/10等 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実 | 農林水産省 林野庁 整備課 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------|----|---|--------------|---|--------------|----------------------|---|--|--|
| | | | 効果を高めるために行うものを支援。 | | | | | 施協定を締結した NPO 等 | (03-3502-8065) | |
| 31 | 絆の森整備事業 | 継続 | 市民グループ（NPO 法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、NPO 法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援。 | (92,714 の内数) | — | (91,650 の内数) | 3/10 等 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等 | 農林水産省 林野庁 整備課 (03-3502-8065) | |
| 32 | 花粉発生源対策促進事業 | 継続 | 花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援。 | (92,714 の内数) | — | (91,650 の内数) | 3/10 等 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等 | 農林水産省 林野庁 整備課 (03-3502-8065) | |
| 33 | 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 | 継続 | 森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援。 | (1,413 の内数) | — | (1,483 の内数) | 定額 1/2 以内 等 | 地域協議会（地域協議会から保全活動を行う活動組織（NPO 法人も活動することが可能）に対し、交付金を交付） | 農林水産省 林野庁 森林利用課 (03-3502-0048) | |
| 34 | 漁業人材育成総合支援事業 | 継続 | 漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、海技免状等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。 | (796 の内数) | — | (771 の内数) | 定額 | <公募> 民間団体等 | 農林水産省 水産庁 漁政部企画課 (03-6744-2340) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|----------------------|-----|---|------------|---|------------|------------------|--|--|-----------------------------------|
| 35 | 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業 | 統廃合 | 漁船の災害発生を減少させるため、漁船の安全操業等について知識を有する安全推進員の養成等や遊漁船の事故発生を減少させるため、遊漁船業の事故分析、遊漁船業者等の安全講習会及び現場での安全指導を支援。 | 29 | — | 16 | 定額 | <公募> 民間団体等 | 農林水産省 水産庁 漁政部企画課 (03-6744-2340) | |
| 36 | 有害生物漁業被害防止総合対策事業 | 継続 | 漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援。 | 367 | — | 425 | 定額 1/2 | <公募> 民間団体等 | 農林水産省 水産庁 増殖推進部 漁場資源課 (03-3502-8487) | |
| 37 | 内水面漁場・資源管理総合対策事業 | 統廃合 | 地域間の広域的な連携による推進体制の下でのカワウ・外来魚の調査、駆除、ドローン等を活用した被害防止対策等の取組やウナギ資源の増殖の取組を支援。 | 253 | — | 400 | 定額 3/4 1/2 | <公募> 民間団体等 | 農林水産省 水産庁 増殖推進部 栽培養殖課 (03-3502-8489) | 平成30年度 事業名： 内水面漁業 振興対策事業 |
| 38 | 水産多面的機能発揮対策事業 | 継続 | 水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮のため、漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する活動に対し支援。 | (2,855の内数) | — | (2,800の内数) | 定額 1/2 以内 | 地域協議会（地域協議会から保全活動等行う活動組織（NPO法人も構成員となることが可能）に対し、交付金を交付） | 農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課 (03-3501-3082) | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|--------------------|----|---|-------------------|------------------------------|-------------------|--------|-------------------------------------|--|----|
| 1 | 森林環境保全直接支援事業 | 継続 | 施業集約化を図り、間伐やこれと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援。 | (2,732 の内数) | — | (2,537 の内数) | 3/10 等 | 市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等 | 農林水産省 林野庁 整備課 (03-3502-8065) | |
| 2 | 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業 | 継続 | 被害を受けた福島県の漁業者のグループが行う省エネルギー性能が相当程度優れた漁業用機器設備（LED 集魚灯・漁船用エンジン）等の導入費用を支援。 | 105 | — | 128 | 定額 | （公募） 民間団体等 | 農林水産省 水産庁 漁政部企画課 (03-6744-2341) | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課 室） 連絡先 | 備考 |
|----|----------------------------------|----|---|-------------------|------------------------------|-------------------|---|-------------------------|--|--|
| 1 | 商店街活性化・観光消費創出事業 | 新規 | 地域と連携して、魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組に対して支援を行う。 | 5,000 | — | — | 2/3 以内、 10/10 定額 (10/10 定額は 専門家派遣事業のみ) | 商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体 | 中小企業庁 商業課 03-3501-1929 | 商店街組織との共同申請。商店街組織向けの補助金であるため、NPO 法人のみを対象とはしていない。 |
| 2 | 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業（中心市街地活性化支援事業） | 新規 | 魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備などを支援する。 | (500 の内数) | — | — | 2/3 1/2 | 民間事業者 | 経済産業省地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 | |
| 3 | ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 | 新規 | 複数の中小企業・小規模事業者等が連携して生産性の向上を図る取組に必要な設備投資等を支援する。 | 4,996 | — | — | 1/2 以内（一定の要件を満たす者は 2/3） | 民間団体等 | 中小企業庁 経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816 | 一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|------|---|------------|--------------|------------|-----------------------|------------------------------|---|--------------------------------------|
| 4 | 中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業） | 継続 | 中小企業・小規模事業者等が行う生産性向上へ向けた取組に必要な設備投資等を支援する。 | — | （110,000の内数） | — | 1/2以内（一定の要件を満たす者は2/3） | 民間団体等 | 中小企業庁 経営支援部技術・経営革新課 03-3501-1816 | 一定の要件を満たすNPO法人が対象。 |
| 5 | 中小企業生産性革命推進事業（サービス等生産性向上IT導入支援事業） | 継続 | 中小・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入。 | — | （110,000の内数） | — | 1/2 | 民間団体等 | 経済産業省商務サービスグループサービス政策課政策課 03-3580-3922 | 一定の要件を満たすNPO法人が対象。 |
| 6 | 国内・海外販路開拓強化支援事業（小売業者等連携支援事業） | 名称変更 | 地域資源の活用により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を補助する。 | （2,385の内数） | — | （1,046の内数） | 1/2 | 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等 | 中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767 | 平成30年度ふるさと名物応援事業（ふるさと名物応援事業補助金） |
| 7 | 国内・海外販路開拓強化支援事業（JAPANブランド育成支援事業） | 名称変更 | 中小企業・小規模事業者の海外でのブランド確立を図るため、複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組に対する費用を補助する。 | （2,385の内数） | — | （1,046の内数） | 2/3 1/2 | 商工会、商工会議所、組合、特定非営利活動法人等 | 中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 03-3501-1767 | 平成30年度ふるさと名物応援事業（JAPANブランド育成支援事業補助金） |
| 8 | 地域創業機運醸成事業（創業支援等事業者補助金） | 名称変更 | 認定創業支援等事業計画に基づき行われる創業支援事業、創業機運醸成事業に係る経費の一部を補助し、地域の活性化を促す。 | （383の内数） | — | （629の内数） | 2/3 | 株式会社、協同組織金融機関、一般社団法人、一般財団法人、 | 中小企業庁 経営支援部創業・新事業促進課 | 平成30年度地域創業活性化支援事業（創業支援事業者補助 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--|----|---|----------------|----------------|----------------|------------|--|---------------------------------------|----------------------------|
| | | | | | | | | 商工会・商工会 議所、特定非営 利活動法人等 | 03-3501-1767 | 金) |
| 9 | 事業承継・世代交代 集中支援事業（事業 承継補助金） | 継続 | 事業承継・世代交代を契機とし て、経営革新や事業転換に挑戦す る中小企業者を支援する。 | — | (5,000の内 数) | — | 2/3 1/2 | 民間団体等 | 中小企業庁事 業環境部財務 課 03-3501-5803 | 一定の要件を満 たすNPO法人 が対象。 |
| 10 | 中小企業・小規模事 業者ワンストップ総 合支援事業（よろず 支援拠点事業） | 継続 | 中小企業・小規模事業者等が抱え る様々な経営課題に対応するワン ストップ相談窓口として、各都道 府県に「よろず支援拠点」を設 置。 | (4,777の内 数) | — | (5,020の内 数) | — | 公益財団法人、 一般社団法人、 商工会議所、商 工会連合会、民 間団体等 | 中小企業庁経 営支援課 03-3501-1763 | 一定の要件を満 たすNPO法人が 対象。 |
| 11 | 中小企業・小規模事 業者ワンストップ総 合支援事業（専門家 派遣事業） | 継続 | よろず支援拠点や地域プラットフ ォームが、個々の中小企業・小規 模事業者等の経営課題に応じた専 門家を原則3回まで無料で派遣す る。 | (4,777の内 数) | — | (5,020の内 数) | — | 民間事業者 | 中小企業庁経 営支援課 03-3501-1763 | 一定の要件を満 たすNPO法人が 対象。 |
| 12 | 中小企業・小規模事 業者働き方改革体制 強化事業（よろず支 援拠点事業） | 継続 | よろず支援拠点におけるワンスト ップ総合相談窓口として、中小企 業・小規模事業者等の働き方改革 等の経営課題に対応するため、よ ろず支援拠点の体制を強化。 | — | (1,000の内 数) | — | — | 公益財団法人、 一般社団法人、 商工会議所、商 工会連合会、民 間団体等 | 中小企業庁経 営支援課 03-3501-1763 | 一定の要件を満 たすNPO法人が 対象。 |
| 13 | 中小企業・小規模事 業者働き方改革体制 強化事業（専門家派 遣事業） | 継続 | 中小企業・小規模事業者等の人手 不足や生産性向上など、働き方改 革に関する様々な経営相談に対応 するため、専門家派遣事業の派遣 件数を増強。 | — | (1,000の内 数) | — | — | 民間事業者 | 中小企業庁経 営支援課 03-3501-1763 | 一定の要件を満 たすNPO法人が 対象。 |
| 14 | 中小企業信用補完制 度関連補助・出資事 業（経営安定関連保 | 継続 | 信用保証協会が、金融機関による 中小企業・小規模事業者向け融 資に対して保証を行い、その後債務 | 4,600 | — | 4,600 | 定額 | 一般社団法人全 国信用保証協会 連合会 | 中小企業庁事 業環境部金融 課 03-3501- | 一定の要件を満 たすNPO法人が 対象。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|---|-----|--|----------|---|----------|------------|-------------------------------------|---|----------------------|
| | 証等対策費) | | 不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填するもの。これにより、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、信用保証を通じた資金繰りの円滑化を図る。 | | | | | | 2876 | |
| 15 | 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（信用保証協会による経営支援対策費補助事業） | 継続 | 中小企業・小規模事業者に対し、信用保証協会が地域金融機関と連携して専門家派遣等の経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行う。 | 1,100 | | 1,300 | 2/3 1/2 | 信用保証協会 | 中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-2876 | 一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 |
| 16 | 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（中小企業・小規模事業者経営力強化保証事業） | 継続 | 認定支援機関による事業計画や期中フォローアップ等の経営支援を前提に、信用保証協会の保証料を減免することで、中小企業・小規模事業者の経営力の強化の取組を支援する。 | 200 | — | 200 | 定額 | 日本政策金融公庫 | 中小企業庁事業環境部金融課 03-3501-2876 | 一定の要件を満たす NPO 法人が対象。 |
| 17 | 女性活躍推進のための基盤整備事業（女性起業家等支援ネットワーク構築事業） | 新規 | 女性の起業に対する支援を行う女性起業家支援ネットワークの構築等に対する補助。 | (151の内数) | — | — | 1/2 | 民間団体等 | 経済産業省 経済産業政策局経済社会政策室 03-3501-0650 | |
| 18 | 地域創業活性化支援事業（地域創造的起業補助金） | 統廃合 | 創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促す。 | — | — | (629の内数) | 1/2 | 個人、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、組合、特定非営利活動法人 | 中小企業庁創業・新事業促進課 03-3501-1767 | 平成 30 年度をもって、本事業は終了。 |

| | | | | | | | | | | |
|----|--|-----|--|---|---|-------|--------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|----------------------|
| 19 | 地域・まちなか商業活性化支援事業（中心市街地再興戦略事業・地域商業自立促進事業） | 統廃合 | コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域における、波及効果の高い民間プロジェクト等（複合商業施設等の整備）や、商店街が実施する役割・規模・ステージにあった全国のモデルとなる、6分野（①少子・高齢化、②地域交流、③新陳代謝、④構造改善、⑤外国人対応、⑥地域資源活用）に係る新しい取組を支援する。 | — | — | 1,630 | 1/2以下（経済産業大臣の認定がある場合は補助率2/3以下） | 民間事業者 | 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 | 平成 30 年度をもって、本事業は終了。 |
| | | | | | | | 2/3 1/2 | 商店街組織、又は商店街組織と民間事業者の連携体 | 経済産業省中小企業庁 商業課 03-3501-1929 | 平成 30 年度をもって、本事業は終了。 |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補 正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|------------------------|----|---|-------------------|----------------------------------|-------------------|--|-------------------|----------------------------------|----|
| 1 | 中小企業組合等共同 施設等災害復旧事業 | 継続 | 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助する。 | 7,580 | — | 14,960 | 3/4(国 1/2、県 1/4) 又は 1/2 (国 1/3、県 1/6) | 岩手県 宮城県 福島県 | 中小企業庁 経営支援課 (03-3501-1763) | |
| 2 | 中小企業組合等共同 施設等災害復旧事業 | 新規 | 熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助する。 | — | 11,980 | — | 3/4(国 1/2、県 1/4) 又は 1/2 (国 1/3、県 1/6) | 熊本県 | 中小企業庁 経営支援課 (03-3501-1763) | |

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補 正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|------------------------|----|---|-------------------|----------------------------------|-------------------|--|-------------------|----------------------------------|----|
| 1 | 中小企業組合等共同 施設等災害復旧事業 | 継続 | 東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域（岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助する。 | 7,580 | — | 14,960 | 3/4(国 1/2、県 1/4) 又は 1/2 (国 1/3、県 1/6) | 岩手県 宮城県 福島県 | 中小企業庁 経営支援課 (03-3501-1763) | |
| 2 | 中小企業組合等共同 施設等災害復旧事業 | 新規 | 熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助する。 | — | 11,980 | — | 3/4(国 1/2、県 1/4) 又は 1/2 (国 1/3、県 1/6) | 熊本県 | 中小企業庁 経営支援課 (03-3501-1763) | |

| | |
|------|-------|
| 府省庁名 | 国土交通省 |
|------|-------|

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|-------------------------------|----|--|-------------------|------------------------------|-------------------|---|--|--|----|
| 1 | 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 | 継続 | 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、既存公共施設等の再編・集約に係る改修に対して支援を行う。 | (116 の内数) | — | (119 の内数) | 【市町村が行う事業】 1/2 以内 [直接補助] 【NPO 法人等が行う事業】 1/3 以内 [間接補助] | 市町村、NPO 法人等 | 国土交通省 国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29542) | |
| 2 | 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業 | 継続 | 市民・企業・NPO などの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、これから民間まちづくり活動に取り組もうとする者に対し、先進団体が行う「普及啓発事業」や、民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定に基づく「社会実験・実証事業等」に対して補助を行う。 | (104 の内数) | — | (105 の内数) | 【普及啓発事業】 定額補助 [直接補助] 【社会実験・実証事業等】 (1) 1/2 以内 [直接補助] (※地方公共団体の負 | 【普及啓発事業】 都市再生推進法人、法定協議会、地方公共団体、大学又は民間事業者等 (NPO を含む) 【社会実験・実証事業等】 (1) 都市再生推進法人又は法定 | 国土交通省 都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32575) | |

| | | | | | | | | | | |
|---|------------|----|---|-----------|---|-----------|---|---|---|--|
| | | | | | | | 担額以内) (2) 1/3 以内 [間接補助] (※地方公共団体の負担額の 1/2 以内) | 協議会等 (NPO を含む) (2)民間事業者等 (NPO を含む) ※地方公共団体への間接補助 | | |
| 3 | 都市再開発支援事業 | 継続 | 地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくり NPO 等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。 | ※ 1 | — | ※ 1 | 1/3 等 [間接補助] | 地方公共団体、再開発準備組織、まちづくり NPO 等 | 国土交通省 都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32745) | |
| 4 | 都市再生整備計画事業 | 継続 | 市町村が作成した都市再生整備計画に位置付けられたハード事業 (道路、公園、地域交流センター等) からソフト事業 (まちづくり活動支援等) まで、NPO 等が行う事業にも幅広く活用できる交付金を交付する。 | ※ 1 | — | ※ 1 | 補助基本額を 2/3 とし 概ね 4 割等 [間接補助] | 市町村、NPO 等 | 国土交通省 都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763) | |
| 5 | 都市機能立地支援事業 | 継続 | まちの拠点となるエリアへ医療施設・教育文化施設等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。 都市機能を整備する民間事業者等 (NPO を含む) に対して補助を行う。 | (948 の内数) | — | (942 の内数) | 補助基本額を 2/3 とし 補助率 1/2 等 [直接補助] | 民間事業者等 (NPO を含む) | 国土交通省 都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763) 住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655) | |

| | | | | | | | | | | |
|---|---------------|----|---|-----|---|-----|--------------------------|------------------------------|--|--|
| 6 | 都市防災総合推進事業 | 継続 | 密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地における都市の防災性向上や住民の防災に対する意識向上を図ることを目的に、地方公共団体が策定する事業計画に基づいた都市防災に関する事業を民間事業者等（NPO を含む）が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。 | ※ 1 | — | ※ 1 | 2/3、1/2、1/3 以内 [間接補助] | 地方公共団体等 (NPO を含む) | 国土交通省 都市局 都市安全課 03-5253-8111 (内線 32335) | |
| 7 | 市民緑地等整備事業 | 継続 | NPO 等の緑地保全・緑化推進法人が市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。 | ※ 1 | — | ※ 1 | 1/3 以内 [間接補助] | 地方公共団体、 緑地保全・緑化 推進法人 | 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8111 (内線 32963) | |
| 8 | 都市公園事業 | 継続 | 市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO 等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。 | ※ 1 | — | ※ 1 | 1/3 以内 [間接補助] | 地方公共団体、 歴史的風致維持 向上支援法人 | 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8111 (内線 32986) | |
| 9 | 都市・地域交通戦略推進事業 | 継続 | 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場 | ※ 1 | — | ※ 1 | 1/3 以内 [間接補助] | 地方公共団体、 NPO 等 | 国土交通省 都市局 街路交通施設課 | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------|----|---|--------------------|---|--------------------|--|----------|--|--|
| | | | 等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。 | | | | | | 03-5253-8111 (内線 32854) | |
| 10 | 「子どもの水辺」再発見プロジェクト | 継続 | 河川における身近な水辺での環境学習・自然体験活動の推進を図るため、地域の市民団体、NPO等が中心となって協議会を設置し、活動する場所を登録。 国土交通省及び地方公共団体は、この登録された「子どもの水辺」におけるソフト・ハード面の様々な支援を実施。例えば、協議会に対し、子どもの水辺サポートセンターから資機材の貸出、情報提供等を支援。 | (832,565の内数) ※2 | — | (782,102の内数) ※2 | | 国、地方公共団体 | 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 (内線 35433) 各河川管理者 (国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局) | |
| 11 | 自然再生事業 | 継続 | 国土交通省及び地方公共団体は、湿地・干潟の再生等の河川における良好な自然環境を保全・復元する自然再生事業を市民団体、NPO等との協働により推進する。 | (832,565の内数) ※2 | — | (782,102の内数) ※2 | | 国、地方公共団体 | 水管理・国土保全局河川環境課 (内線 35445) 各河川管理者 (国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局) | |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------|----|--|----------------------|---|----------------------|---------------------------|-----------------------|--|--|
| 12 | 河川協力団体制度 | 継続 | <p>自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。</p> <p>また、NPO 等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第 99 条に基づく委託を受けることも可能となる。</p> | (832,565 の内数) ※ 2 | — | (782,102 の内数) ※ 2 | | 国、地方公共団体 | 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 (内線 35433) 各河川管理者 (国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局) | |
| 13 | マンション管理適正化・再生推進事業 | 継続 | <p>国土交通省は、マンションの管理適正化・再生推進に向けた環境整備を図るため、マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組みに要する費用に対して補助を行う。</p> | (122 の内数) | — | (90 の内数) | 10/10 (定額補助) [直接補助] | マンション管理組合の活動を支援する法人等 | 国土交通省 住宅局 市街地建築課 マンション政策室 03-5253-8111 (内線 39684) | |
| 14 | 基本計画等作成等事業 | 継続 | <p>国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。</p> <p>地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等 (NPO 法人を含む場合がある) に対して補助を行う。</p> | ※ 1 | — | ※ 1 | 1/3 [間接補助] | 地方公共団体、協議会組織、再開発準備組織等 | 国土交通省 住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655) | |

| | | | | | | | | | |
|----|--------------------------------------|----|---|-------------------|---|-------------------|---------------------------|-------------------------------|--|
| 15 | 住宅市街地総合整備事業 | 継続 | 国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等（NPOを含む場合がある）の運営・活動（勉強会、資料収集等）、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等（NPOを含む）が行う上記事業に対して補助を行う。 | (44,783の内数) ※2 | — | (41,276の内数) ※2 | 1/2、1/3等 [間接補助] | 地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等 | 国土交通省 住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線 39677) |
| 16 | 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会等活動支援事業等） | 継続 | 住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化の取組みを支援する。 | (930の内数) | — | (650の内数) | 10/10 (定額補助) [直接補助] | 民間事業者、NPO 法人等 | 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39864) |
| 17 | スマートウェルネス住宅等推進事業 | 継続 | 子育て世帯、高齢者世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備、住宅団地等における福祉施設の整備、先導的な取組み及び住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修に対する支援を実施する。 | (27,500の内数) | — | (30,500の内数) | 1/10、1/3等 [直接補助] | 民間事業者、NPO 法人等 | 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 (内線 39856) |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------|----------|---|------------|---|------------|---|--|--|--|
| 18 | 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業 | 名称 変更 | 訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。 | (1,391の内数) | — | (1,848の内数) | 定額（調査・戦略策定）事業費の1/2（滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション） ※継続事業については2年 目：2/5、3年目：1/3 | 事業計画に位置づけられた事業の実施主体（訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行うDMOその他民間事業者、地方公共団体） | 観光庁 観光地域振興課 03-5253-8111 (内線 27733) | 平成30年度「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」からの継続事業 |
| 19 | 「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充 | 新規 | 文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を一年間を通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図る。 | (3,466の内数) | — | — | 原則1/2（新規性・創造性の高いプロジェクト等） | 地方公共団体、芸術団体、NPO法人等 | 観光庁 観光資源課 03-5253-8111 (内線 27882) 文化庁 参事官（芸術文化担当）付 03-5253-4111 (内線 4827) | |

※1 社会資本総合整備事業（平成31年度21,887億円、平成30年度20,003億円）の内数。

※2 この予算の他、社会資本総合整備事業（平成31年度21,887億円、平成30年度20,003億円）の内数での事業実施もある。

| 連番 | 事業名 | 区分 | 施策・事業概要 | 31 年度予算額 (百万円) | 30 年度 第 2 次補正予算額 (百万円) | 30 年度予算額 (百万円) | 補助率 | 実施主体 | 所管部局（課室） 連絡先 | 備考 |
|----|--------------------|----|---|-------------------|------------------------------|-------------------|-----|-----------------|---|----|
| 1 | 地球環境パートナーシッププラザ運営費 | 継続 | 市民・NPO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップ形成促進を図るため、国連大学と共同で東京青山に設置している「地球環境パートナーシッププラザ」において、環境情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施する。 | 72 | — | 71 | — | 環境省 | 環境省 大臣官房 環境経済課 民間活動支援室 (03-3406-5181) | |
| 2 | 地方環境パートナーシップ推進費 | 継続 | 地域における環境保全活動等に関する情報提供や NPO と自治体、企業、市民等のパートナーシップ促進の拠点として設置している「地方環境パートナーシップオフィス」において、対話の場づくり、地域での活動の紹介、環境情報の提供・普及等を実施する。 | 147 | — | 145 | — | 環境省 | 環境省 大臣官房 環境経済課 民間活動支援室 (03-3406-5181) | |
| 3 | 地球環境基金助成金 | 継続 | 独立行政法人 環境再生保全機構に設置した基金の運用益などにより、環境保全を目的とする民間団体（NGO/NPO 等）を対象とし、活動に対する助成を行うとともに、環境保全活動に関する情報提供、人材育成のための研修等を行う。 | (1,011 の内数) | — | (908 の内数) | — | 独立行政法人 環境再生保全機構 | 環境省 大臣官房 環境経済課 環境教育室 (03-5521-8231) | |

| | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|----|---|----------|---|---------|---------------|------------------------|--|--|
| 4 | 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費 | 新規 | 「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくこととしている。これを受け、本事業では、プロフェッショナル人材等からなる地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、パートナーシップによる地域の構想・計画の策定等を支援することとしている。 | (500の内数) | — | — | — | 環境省 | 環境省 大臣官房 環境計画課 (03-5521-9265) | |
| 5 | 生物多様性保全推進支援事業 | 継続 | 地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的な活動であって、法律に基づき実施する事業(国内希少野生動植物等対策、特定外来生物防除対策、重要生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築等)に対し、国が経費の一部を交付する。 | (136の内数) | — | (95の内数) | 交付金【国費1/2以内等】 | 地域協議会(地方公共団体、NPOで構成)等 | 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 (03-5521-9108) | |
| 6 | エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業 | 継続 | 国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を交付金により支援。 | (25の内数) | — | (25の内数) | 交付金【国費1/2以内】 | 地域協議会(地方公共団体、NPO等で構成)等 | 環境省 自然環境局 国立公園利用推進室 (03-5521-8271) | |